

町の区域を変更する件

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

中央区北5条西3丁目及び南8条西2丁目のそれぞれの一部区域について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

1 中央区北5条西3丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
北5条西2丁目	北5条西2丁目の全部及び 北5条西3丁目の一部

2 中央区南8条西2丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
南7条西1丁目	南7条西1丁目の全部及び 南8条西2丁目の一部

（理由）

中央区北5条西3丁目及び南8条西2丁目のそれぞれの一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

<別図>

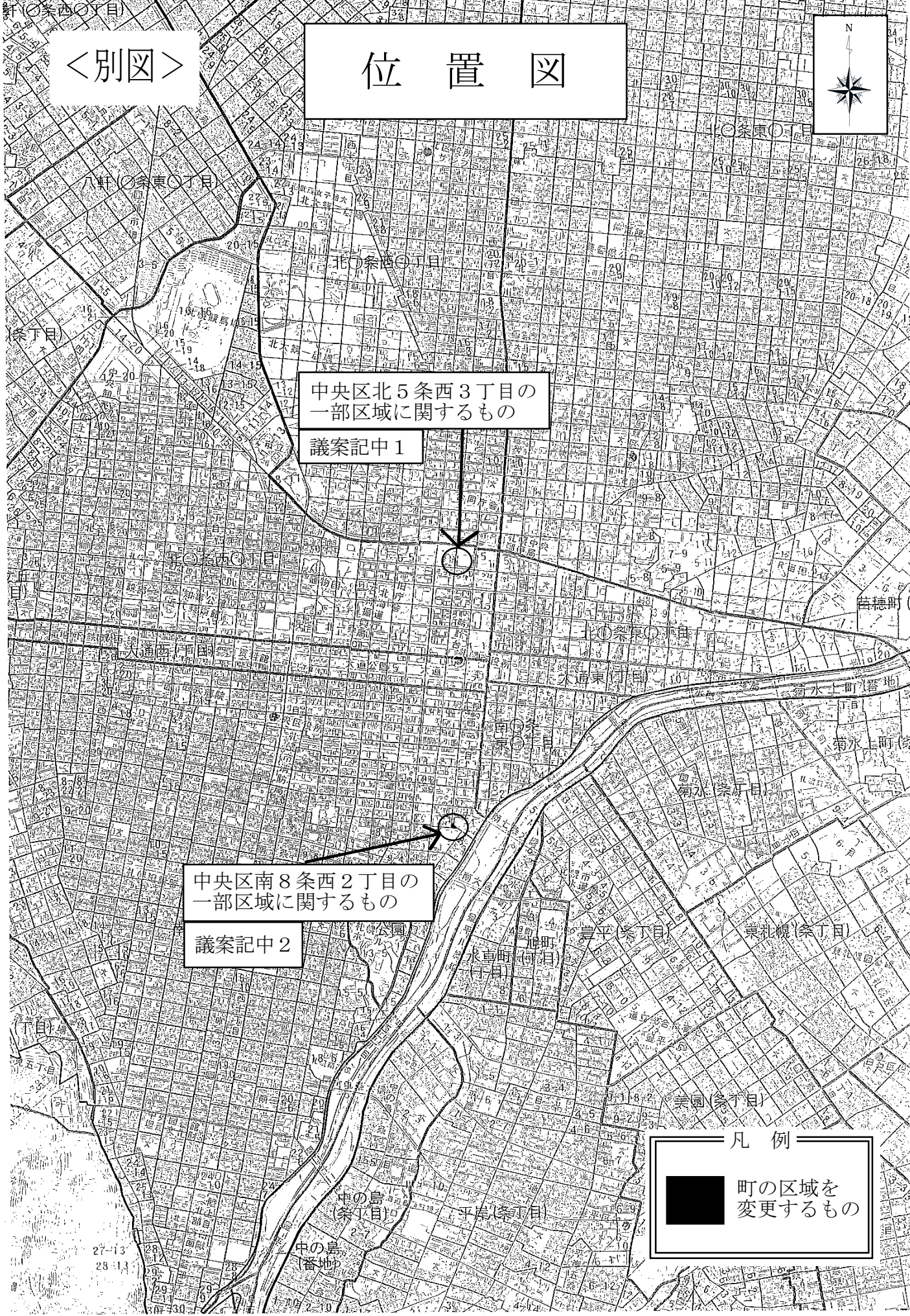
# 位置図

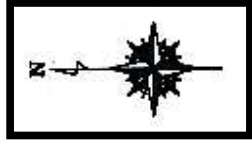


中央区北5条西3丁目の  
一部区域に関するもの  
議案記中1

中央区南8条西2丁目の  
一部区域に関するもの  
議案記中2

凡例  
町の区域を  
変更するもの





町の区域の変更図

議案記中1

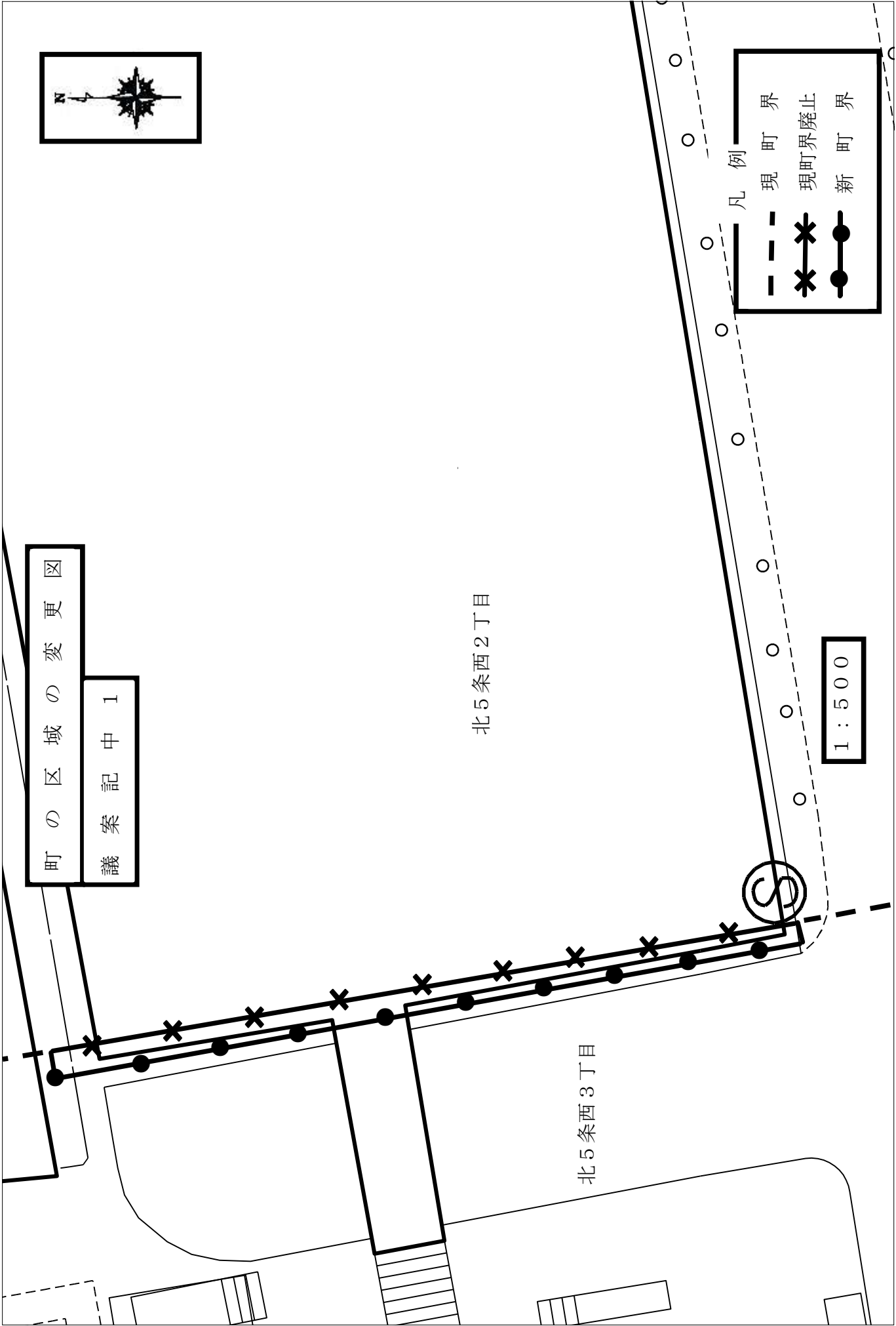
北5条西2丁目

北5条西3丁目

1:500

凡例

---	現町界
---○---	現町界廃止
●—●	新町界



町の区域の変更図

議案記中2

南7条西1丁目

南8条西2丁目

1:500

凡例

現町界

現町界廃止

新町界



P

P

Q

Q

